

平成25年度第11回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「東部大阪都市計画道路の変更」（稲田石切線の一部区間の廃止）について

- 1 と き 平成26年3月18日（火）
午後2時開会～午後2時15分閉会
- 2 と ころ 大阪府公館
大阪府中央区大手前2丁目1番46号
- 3 対象市町村 東大阪市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 高階 宏
(2) 公述聴取者 行政関係者
(3) 公述人
1人

[開会]

【司会（森元補佐）】 皆さま大変お待たせいたしました。ただ今から、平成25年度第11回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課の森元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願いしたいことがございます。

まず、この建物は禁煙となっておりますので、お煙草はご遠慮願います。

次に、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の高階が議長として担当いたしますので、よろしくようお願いいたします。

[公聴会に関する説明]

【議長（高階参事）】 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課の高階と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開始にあたって公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものです。これらの原案をもとに皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて、公聴会を開催することとしております。

本日は、去る2月24日から3月10日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた1名の方にご意見を述べていただきます。

次に、公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初に、今回公述の申出がありました1件の都市計画の原案の概要について総合計画課の担当からご説明いたします。この説明が終わりましたら、この都

市計画の原案についての公述を行っていただきます。

公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びしますので番号を呼ばれましたら、壇上の公述人席まで来ていただき、公述していただきますようお願いいたします。公述の内容につきましては、公述の申出のときに提出いただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間につきましては、既に通知してありますとおり、今回は30分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻りください。

なお、公述時間は30分以内ですので、必ずしも30分間公述していただく必要はありません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

最後に、公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではありません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみに公述をしていただくことになっております。

皆様方には、声を出したり拍手したりするなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為があった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場していただく場合もありますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

【都市計画の案についての説明】

【事務局（山野補佐）】 東部大阪都市計画道路3・4・227-20号稲田石切線の廃止素案の概要についてご説明させていただきます。私は、大阪府都市整備部総合計画課施設計画グループ長の山野でございます。どうぞよろし

くお願いいたします。

まず、大阪府が現在進めております都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。

本府では、今後予測される本格的な人口減少などの社会経済情勢の変化を踏まえ、より一層効率的な都市のマネジメントを行っていく必要があると考えております。

そのためには、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画道路の見直しを行うことが重要であると考え、都市計画決定後、事業着手されていないすべての都市計画道路について、交通処理機能や交通安全機能、防災機能などの計画の必要性に加え、30年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を平成23年3月に策定しております。

今回の変更素案は、この基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。

それでは、今回一部区間の廃止を予定しております都市計画道路稲田石切線についてご説明させていただきます。

本路線は、東大阪市域において、都市計画道路小阪稲田線から、都市計画道路山麓線までの延長約6,810メートル、幅員20メートル、4車線で、計画決定された路線で、一部区間で府道石切大阪線と重複しております。

本路線の府道大阪中央環状線から都市計画道路新庄荒本北線までの区間及び府道石切大阪線と重複する一部区間は整備済みであり、それ以外の区間は未整備となっており、このうち、都市計画道路加納玉串線から国道170号までの一部未整備区間については、今後、大阪府において整備を予定していることから、存続と評価しています。

今回、稲田石切線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、東大阪市域の東西方向の広域的な交通処理としては、現道の国道308号などで対応可能であることから、本路線による交通処理機能の必要性は低いものと考えております。

また、本路線の都市計画道路小阪稲田線から府道大阪中央環状線までの延長約1,470メートルの区間及び都市計画道路新庄荒本北線から都市計画道路

加納玉串線までの延長約2,330メートルの区間は、大半が現道と重複しておらず、既に住宅や工場等が立地していることから、都市計画道路による新たな市街地形成機能の必要性は低いものと考えております。国道170号から都市計画道路山麓線までの延長約1,460メートルの区間は、一部現道と重複しておりますが、今後、都市計画事業により拡幅することもなく、事業の実現性が低いものと考えております。

このため、稲田石切線については、それぞれの区間をあわせた合計延長約5,280メートルの廃止を行うものです。以上が、今回の都市計画変更素案の概要でございます。

〔公述人による公述〕

【議長（高階参事）】 それでは、ただ今から公述を始めていただきます。番号「1番」の方は、前の公述人席までお越しく下さい。それでは、公述を始めてください。

【公述人A】 Aと申します。平成18年の後半に、倉庫・本社ビルを建てる予定で土地を購入しようとしたときに、都市計画道路が通っているということで、市に確認に行きました。そこで、市の方から両サイドの区間が整備されているので、ここは道路ができますと言われました。

5階建ての重量鉄骨の倉庫を建築する予定でしたが、都市計画道路にかかるとまずいということで、市の方が控えて建ててくださいと言われましたので、控えて建てました。

しかし、控えることで、間口が狭いものですから、どうしてもコンテナが通る場所を確保しないといけなかったのが、倉庫の一部、1階の30坪程を削りました。普通であれば、そこで収益を得られますが、そこを削って、通路を確保しました。

平成19年1月19日に建築確認を提出したのですが、その時に再度確認しましたら、3階建て以上や、鉄筋鉄骨、重量鉄骨の建物は建てないでくださいと市の方に言われましたので、そのとおりにいたしました。

先日、平成26年2月に説明会があり、この都市計画道路はなくなりますと

ということでした。私どもとしては収益に関わることでありますから、それではちょっと納得いきませんので、公述申出書を提出いたしました。

普通であれば、1階フロアの30坪であれば、坪1万円ぐらいで、月30万円ぐらいの収入が得られる予定でしたが、それを削ったということです。以上でございます。

〔閉会〕

【議長（高階参事）】 ありがとうございます。以上で公述の申出がありました公述人の発言はすべて終了いたしました。

なお、今後の手続きについて申し上げます。まず、この公聴会で公述をしていただいた内容は、速記により記録としてまとめます。そして、本日の公述内容を踏まえた上で、再度、関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に関係市町村の住民及び利害関係人は大阪府に対し、都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。

また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨もあわせて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されることとなりますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。これをもちまして、平成25年度第11回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。